【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出日】 平成27年7月2日

【会社名】 株式会社テレビ朝日ホールディングス

【英訳名】 TV Asahi Holdings Corporation

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長兼 С Е О 早 河 洋

【本店の所在の場所】 東京都港区六本木六丁目9番1号

【電話番号】 03(6406)1115番(代表)

【事務連絡者氏名】 総務局長 北川憲彦

【最寄りの連絡場所】 東京都港区六本木六丁目9番1号

【電話番号】 03(6406)1115番(代表)

【事務連絡者氏名】 総務局長 北川憲彦

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成27年6月26日開催の当社第75回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日 平成27年6月26日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

株主各位への期末配当金を、1株につき普通配当15円とするものであります。 繰越利益剰余金から1,000,000,000円を別途積立金として積み立てるものであります。

第2号議案 定款の一部変更の件

より一層のコーポレート・ガバナンスの向上を目的とし、当社が監査等委員会設置会社へ移行するにあたり必要となる監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等を行うものであります。あわせて、責任限定契約の締結範囲を拡大するため、所要の変更を行うものであります。また、当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)について、平成27年5月8日開催の当社取締役会において、同日をもって廃止することを決議いたしましたことから、買収防衛策導入等に係る規定を削除するものであります。さらに、機動的な配当政策および資本政策を図ることを目的とし、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に掲げる事項を取締役会の権限においても可能にするため、所要の変更を行うものであります。その他、条文の新設や削除にともない必要となる条数の変更を行うものであります。

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)14名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)として、早河 洋、吉田慎一、福田俊男、藤ノ木正哉、武田 徹、亀山慶二、角南源五、平城隆司、川口忠久、篠塚 浩、岡田 剛、脇阪聰史、菊地誠一および渡辺雅隆を選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、奥村萬壽雄、弦間 明および薮内宜尚を選任するものであります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として、樋口美雄を選任するものであります。

第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額決定の件

第2号議案「定款の一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件に、当社は監査等委員会設置会社に移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役(監査等委員である取締役を除きます。)の報酬額を「年額900百万円以内(うち社外取締役分は年額50百万円以内)」とするものであります。なお、取締役の報酬額は、従来どおり使用人兼務取締役の使用人としての職務に対する報酬は含まないものといたします。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

第2号議案「定款の一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件に、当社は監査等委員会設置会社に移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬額を「年額300百万円以内」とするものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	賛成率 (%)	決議結果
第1号議案 剰余金の処分の件	866,306	18,934	630	89.07	可決
第2号議案 定款の一部変更の件	845,031	40,209	630	86.89	可決
第3号議案 取締役(監査等委員である 取締役を除く。)14名選任 の件					
1 早河 洋	831,949	53,291	630	85.54	可決
2 吉田 慎一	844,600	40,640	630	86.84	可決
3 福田 俊男	871,521	13,719	630	89.61	可決
4 藤ノ木 正哉	871,564	13,676	630	89.61	可決
5 武田 徹	878,122	7,118	630	90.29	可決
6 亀山 慶二	871,529	13,711	630	89.61	可決
7 角南 源五	871,530	13,710	630	89.61	可決
8 平城 隆司	871,525	13,715	630	89.61	可決
9 川口 忠久	871,542	13,698	630	89.61	可決
10 篠塚 浩	879,793	5,447	630	90.46	可決
11 岡田 剛	805,082	80,158	630	82.78	可決
12 脇阪 聰史	838,465	46,775	630	86.21	可決
13 菊地 誠一	879,939	5,301	630	90.47	可決
14 渡辺 雅隆	805,246	79,994	630	82.79	可決
第4号議案 監査等委員である取締役3 名選任の件					
1 奥村 萬壽雄	881,119	4,121	630	90.60	可決
2 弦間 明	877,674	7,566	630	90.24	可決
3 薮内 宜尚	880,148	5,092	630	90.50	可決
第5号議案 補欠の監査等委員である取 締役1名選任の件					
樋口 美雄	884,054	1,187	630	90.90	可決
第6号議案 取締役(監査等委員である 取締役を除く。)の報酬額 決定の件	883,799	1,442	630	90.87	可決
第7号議案 監査等委員である取締役の 報酬額決定の件 (注) 1 名議案の可決要件	883,731	1,510	630	90.86	可決

⁽注) 1 各議案の可決要件は次のとおりです。

[・]第1号議案、第6号議案および第7号議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成です。

- ・第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成です。
- ・第3号議案、第4号議案および第5号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上 を有する株主の出席および出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。
- 2 賛成率の計算方法は次のとおりです。
 - 本株主総会に出席した株主の議決権の数(本株主総会前日までの事前行使分および当日出席の全ての株主分)に対する、事前行使分および当日出席の株主のうち各決議事項に関して賛成が確認できた議決権の数の割合です。
- 3 第3号議案に関して、福田俊男を選任対象外とする修正動議が提出されましたが、原案が会社法上適法な決議として成立し、同修正動議は成立の余地がなく否決されたものとして取り扱ったため、議決権数を集計していません。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分、ならびに委任状により当日出席された株主および出席した役員の行使にかかる議決権等、当社において賛否の確認ができた議決権の数の集計により、各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会に出席した株主の議決権の数のうち、賛成、反対又は棄権の確認ができていない議決権の数は加算しておりません。

以上